

浦財第 220 号
平成 29 年 11 月 6 日

各所属長 様

財 務 部 長

公共施設への自動販売機設置方針について（通知）

公共施設内の自動販売機の設置については、これまで利用者の利便性等を勘案し、その施設に余裕スペースがあり、かつその用途または目的を妨げない限度において、社会福祉協議会や指定管理者に対し、目的外使用許可や公園施設設置許可により行ってきた。また、自動販売機による収益は、公共福祉への還元や市民サービス向上など、一定の合理性の下で、許可団体の自主財源としても活用されてきたところである。

しかしながら、関係法令の改正により、より効率的な設置が可能となったことに加え、財源確保と公平な公共財産の運用の観点から、これまでの運用を見直し、今後の公共施設内自動販売機の設置について、下記のとおり方針を定めたので通知する。

記

1) 新規に自動販売機を設置する場合は、行政財産の貸付方式又は公園施設の設置許可方式により、市が設置主体となって入札方式で料金を決定し、設置事業者を選定することを原則とする。

2) 団体等への許可により既に設置している自動販売機については、許可更新などの機会をとらえ、新規設置同様の選定方法へ変更するように団体等との協議に努めていくこととする。

問い合わせ：財務部財政課